

平成二十三年五月二十四日受領
答弁第一八〇号

内閣衆質一七七第一八〇号

平成二十三年五月二十四日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出「ふるい下米」販売に対する日本農林規格法の表示義務化に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出「ふるい下米」販売に対する日本農林規格法の表示義務化に関する再質問
に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十三年三月十八日内閣衆質一七七第一三〇号）一についてでお答えしたとおり、政府が生産量を把握しているふるい目幅一・七ミリメートルのふるいにより選別された米穀のうちふるい目幅一・八五ミリメートルのふるいにより選別されなかった米穀の生産量は、作柄等により変動はあるものの、毎年、三十万から四十万トン程度と推計したところであり、この中にはふるい目幅一・八五ミリメートルを超えるふるいにより選別されなかった米穀も含まれている。

二について

御指摘の「実際の流通量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、従来から、農林水産省が公表している水稻収穫量は、ふるい目幅一・七ミリメートルのふるいにより選別された米穀を、主食用として飯用に供し得る米穀としており、都道府県別の米の生産数量目標及び米の所得補償交付金の交付単価は、当該水稻収穫量を基に算定している。

三について

お尋ねの「複数原料米・国内産」の表示については、当該表示を行っている米穀に産地、品種又は産年が同一でない原料玄米を使用していること及びその全てが国内産であることを消費者に情報提供できるといふ利点があると考えている。

四について

市場原理の導入、規制緩和を通じた流通の合理化等を図るといふ主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）の趣旨を踏まえ、平成十六年から全ての米穀について農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に基づく農産物検査を任意に受けることができるものとしたところであるが、先の答弁書二についてでお答えしたとおり、御指摘の未検査米の品種、産地及び産年の表示の義務化については、引き続き、精米等に関する表示の実態調査を行うとともに、消費者等の意見を幅広く聴くこととしたい。

五について

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）は、

平成二十年に発覚した事故米穀の不正規流通問題を契機に制定されたものであり、その際、米製品全般にわたる消費者の不安の一因として、米穀及び米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地が分からないことがあったことに鑑み、同法第八条第一項においては、消費者の信頼を回復するために不可欠な措置として、産地について、その伝達を義務付けることとされたものである。一方、品種及び産年については、同様の事情にないことから、これらの伝達を義務付けることとはされなかったものである。

六について

国民の主食として重要な農産物である米穀については、米穀の産地、品種及び産年に関する情報が消費者の商品選択に資するものであり、消費者への販売に当たっては、特に当該情報に係る信頼を確保する必要があることから、農産物検査法第十三条の規定による証明等がある場合に限り、産地、品種及び産年を表示できることとしている。

なお、業務用に米穀を販売する事業者は、その販売する米穀の産地、品種及び産年に関する情報を表示する場合には、当該情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならないこととしている。

七について

米穀の価格は、米穀の品質のほか、需給動向、経済情勢等による様々な影響を受けて決まるものである。なお、ふるい目幅一・八五ミリメートルのふるいにより選別されなかった米穀であっても、ふるい目幅一・七ミリメートルのふるいにより選別された米穀は、食糧法第四条第二項第二号に掲げる米穀の需給の見通しに関する事項等において、主食用米として取り扱っている。

八について

米穀の産地においては、従来から、他の産地との差別化等を図るために、例えば、ふるい目幅一・八五ミリメートルを超えるふるいにより米穀を選別する取組を行っているところもあり、当該ふるいにより選別されなかった米穀について、産地における販売戦略として、主食用、加工用等の用途に分けて販売しているものと承知している。